

光福 利用者・保護者様 各位

社会福祉法人ひふみ会 光福
施設長 浅井 弘晃

緊急事態宣言解除後の自粛緩和期間における施設の対応について

4月の緊急事態宣言発令後の期間、自粛等感染拡大防止の対応にご理解、ご協力をいただき誠に有難うございます。

5月25日政府により、緊急事態宣言の解除が表明されました。段階を踏んでの自粛緩和の時期を迎え、ひとまず感染拡大収束の兆しがみられる状況となりました。しかしながら流行がひとまず収束しただけで、ウイルスは終息した訳ではなく、今後の自粛緩和による影響については注意深く見据えていくことが必要と考えます。そのような状況下にある当施設では、今後の自粛緩和の影響による不安が拭えない時期、まだ段階的に自粛を緩和していく状況下であると判断し、6月末までの面会・外泊等の制限等、自粛要請の期間を延長する判断に至りました（詳細は下記）。

今後の状況（順調な感染リスクの減少など）によっては、7月以降に自粛を緩和し、保護者様による状況を見据えての判断での外出・外泊・面会の実施を再開したいと考えております。自粛要請と、その長期化によりご迷惑をおかけしておりますが、施設も細心の注意をはらっての感染拡大防止につとめておりますので、何卒ご協力の程をお願い申し上げます。

記

・行事やイベントについて

前回通知の内容の通り、年度上期については基本自粛とし、リスクを考慮の上実施致します。

・活動について

6月以降は状況を見据えながら再開し、散歩については状況に応じての再開になります。（利用者がマスクを着用できない、ソーシャルディスタンス保っての歩行ができない等により世の中の状況を見て）

・外出、外泊、面会について

やむを得ない外出・外泊以外の対応については、6月末までの期間についても控えて下さるようお願い致します。面会についても同様となります。また、7月以降に施設での自粛の緩和時期を迎えましたら、従来通り申請、ご連絡の上、外出・外泊をお願い致します。

※上記はあくまでも5月末での状況による今後の対応とし、状況により実施などの予定を変更することがあります。